

身体障がい者の方に関するハートフルパス交付基準

障害区分		対象等級
視覚障害		4級以上
聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	(該当なし)
	平衡機能障害	5級以上
音声機能、言語機能障害またはそしゃく機能の障害		(該当なし)
肢体障害	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
心臓機能障害		4級以上
じん臓機能障害		4級以上
呼吸器機能障害		4級以上
ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上
小腸機能障害		4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上
肝臓機能障害		4級以上

※この表は身体障害者福祉法施行規則別表第5項に準じたものです。
 基準に該当するか否かは、身体障害者手帳の1ページ目に記載された等級ではなく、2ページ目に記載された個別の障がいの程度で判定します。
 具体的には以下の一覧表に掲載された障がいのいずれかをお持ちの方が対象となります。

ここではありません

ここで判定します

<p>身体障害者手帳</p> <p>熊本県 第1111号</p> <p>身体障害者等級1級</p> <p>平成11年11月11日 交付 平成17年4月20日 再交付</p> <p>氏名 熊本 太郎 平成11年11月11日 生</p> <p>熊本県</p>	<p>障害名 右) 角膜炎 左) 角膜炎 視力 右 明暗弁 左 0.02</p> <p>腰部脊柱管狭窄症による両下肢機能の著しい障害</p>	<p>本人の欄</p> <p>本籍 熊本県</p> <p>現住所 八代市北の丸町1111 111000101号室</p>	<p>保護者の欄</p> <p>氏名 熊本 一郎 父</p> <p>住所・保護者となった日 熊本市松尾町上松尾22 222000202号室 平成11年11月11日</p>
--	--	---	--

障害区分	等級	項目	障害名	備考
視 覚 障 害	1		視覚障害1級(両眼の視力の和が0.01以下のもの)	
	2	1	視覚障害2級(両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの)	
	2	2	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	
	3	1	視覚障害3級(両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの)	
	3	2	両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	
	4	1	視覚障害4級(両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの)	
	4	1	両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの	
	4	2	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	

※1 視力については万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう

※2 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。

例:〇〇による複視 視力 右0.06 左0.05→一眼の視力(複視)を0とみなし、3級となる。

障害区分	等級	項目	障害名	備考
平衡機能 障 害	3		平衡機能の極めて著しい障害	
	5		平衡機能の著しい障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
体幹機能 障 害	1		座位不能の体幹機能障害	
	2	1	座位又は起立位保持困難の体幹機能障害	
	2	2	起立困難の体幹機能障害	
	3		歩行困難の体幹機能障害	
	5		体幹機能の著しい障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
脳原性運 動機能障 害(上肢 機能)	1		不随意運動・失調等により両上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	
	2		不随意運動・失調等により両上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	
	2		不随意運動・失調等により右上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	
	2		不随意運動・失調等により左上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
脳原生運 動 機能障害 (移動機 能)	1		不随意運動・失調等により歩行が不可能な移動障害	
	2		不随意運動・失調等により歩行が極度に制限される移動障害	
	3		不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限される移動障害	
	4		不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限される移動障害	
	5		不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のある移動障害	
	6		不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
上肢機能障害	1	1	両上肢機能全廃	
	1	2	両上肢を手関節以上で欠くもの	
	2	1	両上肢機能の著しい障害	
	2	2	両手の全指を欠くもの	
	2	3	-上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	
	2	4	-上肢機能全廃	
	2	2	両手の全指機能全廃	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
下肢機能障害	1	1	両下肢機能全廃	
	1	2	両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
	2	1	両下肢機能の著しい障害	
	2	2	両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
	3	1	両下肢をショパール関節以上で欠くもの	
	3	2	-下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
	3	3	-下肢機能全廃	
	3	3	両股関節機能全廃	
	3	3	両膝関節機能全廃	
	3	3	両股関節機能全廃(両股人工骨頭置換)	
	3	3	両股関節機能全廃(両股人工関節置換)	
	3	3	両膝関節機能全廃(両膝人工関節置換)	
	3	3	右下肢及び左下肢機能の著しい障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
下肢機能障害	4	1	両足の全指を欠くもの	
	4	2	両足の全指機能全廃	
	4	3	-下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
	4	4	-下肢機能の著しい障害	
	4	5	-股関節機能全廃	
	4	5	-股関節機能全廃(人工骨頭置換)	
	4	5	-股関節機能全廃(人工関節置換)	
	4	5	-膝関節機能全廃	
	4	5	-膝関節機能全廃(人工関節置換)	
	4	6	-下肢が健側に比して10cm以上短いもの	
	4	6	-下肢が健側の長さの10分の1以上短いもの	
	4	△	両股関節機能の著しい障害	
	4	△	両膝関節機能の著しい障害	
	4	△	両足関節機能全廃	
	4	△	一下肢機能の著しい障害(両下肢総合)	
	5	1	-股関節機能の著しい障害	
	5	1	-膝関節機能の著しい障害	
	5	2	-足関節機能全廃	
	5	△	-足関節機能全廃(シヨパー関節で欠くもの)	
	5	3	-下肢が健側に比して5cm以上短いもの	
	5	3	-下肢が健側に比して15分の1以上短いもの	
	5	△	両足関節機能の著しい障害	
	6	1	-下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	
	6	2	-足関節機能の著しい障害	
	6	△	両下肢機能の軽度の障害	
	6	△	両股関節機能の軽度の障害	
	6	△	両膝関節機能の軽度の障害	
	6	△	両足関節機能の軽度の障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
心臓機能障害	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される心臓機能障害	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される心臓機能障害(人工ペースメーカー植込み)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される心臓機能障害(人工弁移植)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される心臓機能障害(弁置換)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される心臓機能障害(植込型除細動器植込み)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される心臓機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限される心臓機能障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
じん臓機能障害	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるじん臓機能障害	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるじん臓機能障害(慢性透析療法実施)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限されるじん臓機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限されるじん臓機能障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
呼吸器機能障害	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される呼吸器機能障害	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される呼吸器機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限される呼吸器機能障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
小腸機能障害	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される小腸機能障害	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される小腸機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限される小腸機能障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
免疫機能障害	1		免疫機能障害	
	2		免疫機能障害	
	3		免疫機能障害	
	4		免疫機能障害	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
肝臓機能障害	1		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
	2		肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
	3		肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	
	4		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

障害区分	等級	項目	障害名	備考
ぼうこう・直腸機能障害	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される直腸機能障害	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害(排便処理困難)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害(排尿処理困難)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害(排便・排尿処理困難)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される直腸機能障害(排便処理困難・高度排尿機能障害)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害(排尿処理困難)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害(腸内容の排泄処理困難)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう及び直腸機能障害(排尿処理困難・腸内容の排泄処理困難)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限されるぼうこう機能障害(排尿処理困難・高度排便機能障害)	
	1		自己身の日常生活活動が極度に制限される直腸機能障害(腸内容の排泄処理困難・高度排尿機能障害)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限されるぼうこう及び直腸機能障害	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される直腸機能障害	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限されるぼうこう機能障害	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される直腸機能障害(排便処理困難)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される直腸機能障害(高度排尿機能障害)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限されるぼうこう機能障害(排尿処理困難)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限されるぼうこう機能障害(高度排便機能障害)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される直腸機能障害(腸内容の排泄処理困難)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される直腸機能障害(高度排尿機能障害)	
	3		家庭内での日常生活活動が著しく制限される高度の排尿機能障害及び高度の排便機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限されるぼうこう機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限されるぼうこう及び直腸機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限される直腸機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限される高度の排尿機能障害	
	4		社会での日常生活活動が著しく制限される排便機能障害及び排尿機能障害	
4		社会での日常生活活動が著しく制限される高度の排便機能障		